

8 焼損事故の状況

焼損事故とは、火災の3要素が1つでも該当しないものをいい、ひとたび間違えると火災になる恐れがある事故で、当市では、焼損事故に関しても火災と同様に、事故原因の調査を実施している。

(参考) 火災の3要素とは

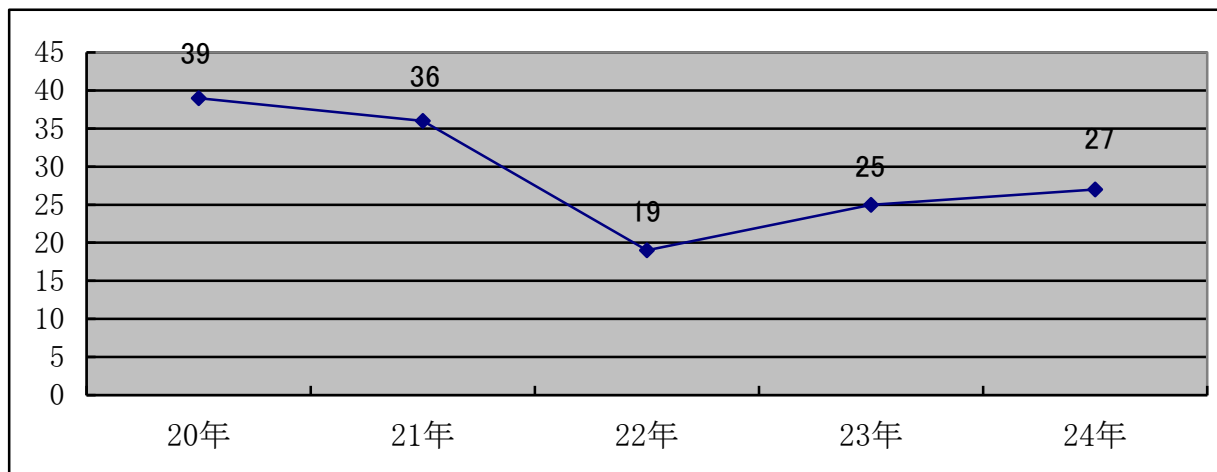
- 1 人の意図に反して又は放火により発生すること。
- 2 消火の必要がある燃焼現象であること。
- 3 消火施設又はこれと同程度の効果のあるものの利用を必要とすること。

(1) 発生状況～前年より2件増加～

平成24年中の焼損事故件数は27件で、前年に比べ2件の増加となっている。

焼損事故件数の推移は、図8-1-1に示すとおりである。

図8-1-1 焼損事故件数の推移（最近5年間、単位：件）



マットが焦げた状況



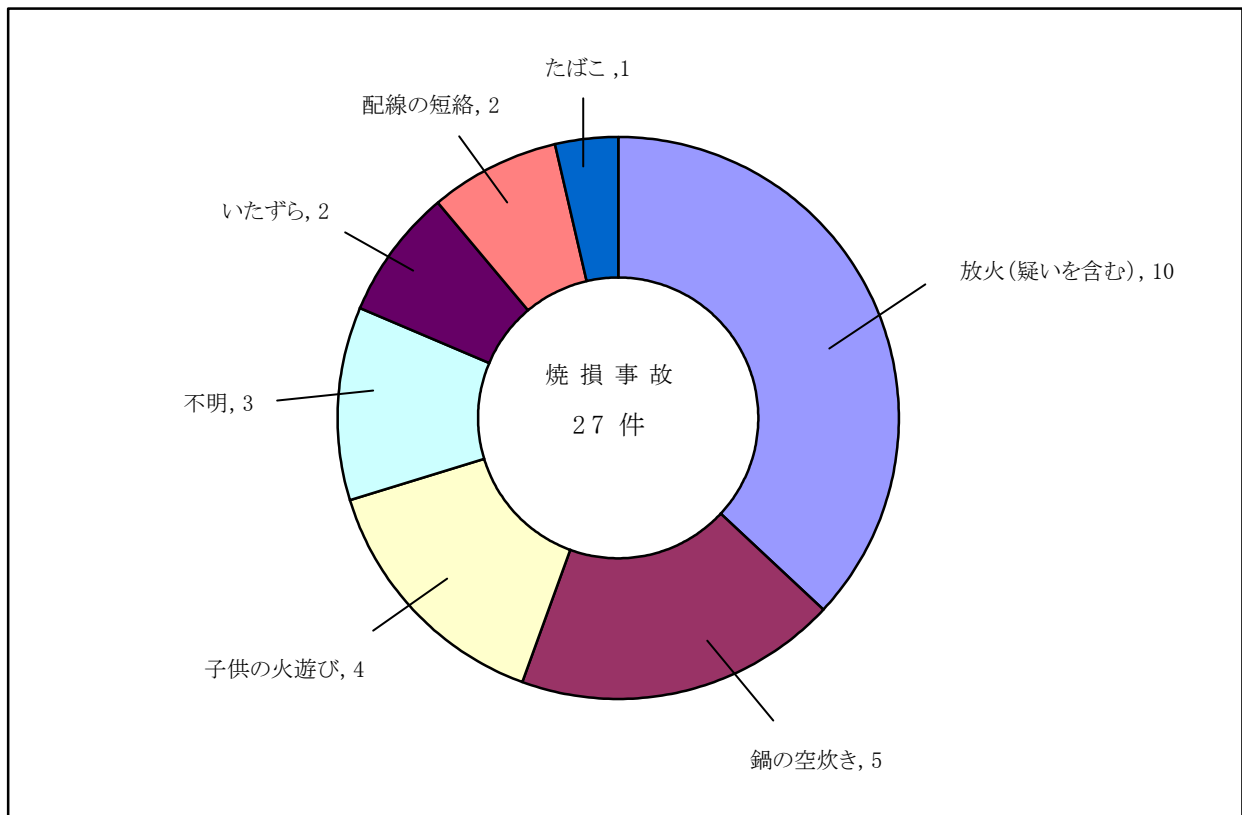
ごみ類が燃えた状況

(2) 発生原因～「放火」が多数～

平成 24 年中の焼損事故を原因別にみると、「放火（放火の疑いを含む。）」による発生件数が 10 件と最も多く、全焼損事故の 37.0%を占め、次いで、「鍋の空炊き」が 5 件（18.5%）、「子どもの火あそび」が 4 件（14.8%）、「不明」が 3 件（11.1%）、「いたずら」「配線の短絡」がそれぞれ 2 件、「たばこ」が 1 件となっている。

焼損事故の原因は、図 8-2-1 に示すとおりである。

図 8-2-1 焼損事故の原因（単位：件）



(3) 住宅用火災警報器～奏功事例が 1 件～

平成 24 年中の焼損事故の中で、住宅用火災警報器の設置を要する箇所で発生したものは 6 件で、そのうち、住宅用火災警報器が発報したのは 1 件となっている。

奏功事例とは、住宅用火災警報器の発報により、居住者若しくは付近住民に確認され、被害が拡大することを未然に防いだものである。

焼損事故発生状況は、表 8-3-1 に示すとおりである。

表 8-3-1 平成 24 年中の焼損事故発生状況

| No. | 発生場所 | 発生箇所 | 原因 | その他 |
|-----|--------|-----------|---------|--------------|
| 1 | 緑地内休憩所 | スタンド式吸殻入れ | タバコの不始末 | |
| 2 | 住宅 | 台所 | 鍋の空炊き | |
| 3 | 物品販売店舗 | 売場 | いたずら | |
| 4 | 住宅 | 寝室 | 配線の短絡 | |
| 5 | 公園 | 側溝内 | 不明 | |
| 6 | 共同住宅 | 玄関 | 放火 | |
| 7 | 共同住宅 | ベランダ | 不明 | |
| 8 | 住宅 | 台所 | 鍋の空炊き | |
| 9 | 小学校 | 校庭 | 放火 | |
| 10 | 共同住宅 | 台所 | 鍋の空炊き | 奏功事例 |
| 11 | 公園 | トイレ | 放火の疑い | |
| 12 | 公園 | ベンチ | 放火の疑い | |
| 13 | 物品販売店舗 | 敷地内 | 放火の疑い | |
| 14 | 共同住宅 | 台所 | 鍋の空炊き | |
| 15 | 道路上 | 車両内 | 不明 | シガーライターソケット部 |
| 16 | 公園 | ベンチ付近 | 放火 | |
| 17 | 公園 | ベンチ付近 | 火遊び | |
| 18 | 共同住宅 | 敷地内 | 放火の疑い | |
| 19 | 公園 | グラウンド内 | 放火 | |
| 20 | 公園 | ベンチ付近 | 火遊び | |
| 21 | 共同住宅 | 敷地内 | 火遊び | |
| 22 | 物品販売店舗 | 敷地内 | 放火の疑い | |
| 23 | 共同住宅 | ごみ集積場 | 放火 | |
| 24 | 公園 | 東屋付近 | 火遊び | |
| 25 | 住宅 | 台所 | 配線の短絡 | |
| 26 | 飲食店 | 調理場 | 鍋の空炊き | |
| 27 | 駐車場 | 敷地内 | いたずら | |